

# 園芸作物サプライチェーン推進事業

## 募集案内

本要領は、本事業の財源となる地方創生推進交付金の交付決定を前提としています。  
そのため、交付決定状況により事業が実施されない場合がありますので、あらかじめ御承知願います。

また、事業実施については、園芸作物サプライチェーン推進事業実施要領及び補助金交付要綱（いずれも令和3年4月6日制定）に定めるほか、この申請要領に定めるところによります。

なお、申請に当たって必要となる様式等は、下記のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/supplychain.html>

### 1 事業目的

本事業は、従来の地域の枠を超えた県内広域での連携によるサプライチェーン体制を構築するため、園芸作物サプライチェーン推進事業実施要領に基づき、農業法人等、流通業者、実需者等が実施する推進事業及び機械・施設等の整備を支援するものです。

### 2 令和3年度実施対象者及び事業概要

#### (1) 事業実施主体

農業法人、3戸以上の農家で組織される組織、農業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部、実需者・流通業者（中小企業基本法〔昭和38年法律第154号〕第2条に規定する中小企業者）でいわゆる「みなし大企業」を除く）等で組織する連携協議会

#### (2) 事業内容

補助対象となる取組は、連携協議会が作成し、県の認定を受けた園芸サプライチェーン強化計画（以下参照）を遂行するために必要な推進事業、機械導入、施設整備等とし、補助対象経費、補助率及び補助上限は次のとおりです。

##### イ 連携推進費

補助率：定額

補助上限：連携協議会当たり1,000千円以内

主な補助対象経費

- ・旅費（研修会等講師旅費、視察研修に必要な旅費等）
- ・謝金（研修会等講師謝金、実証ほ場設置謝金等）
- ・委託費（加工品の試作等）
- ・販売促進費（協議会で行う販促に係る資材費等）

※連携協議会の構成員が本来業務で行うべき費用については対象外となります。

##### ロ 体制整備費

補助率：1/2以内

補助上限：協議会当たり25,000千円以内

補助対象経費

- ・生産管理用ハウス、付帯設備（一式の購入額が10万円未満の物は対象外。以下同様）
- ・生産管理省力化施設、機械

- ・出荷調製施設，出荷省力化機械
- ・暗きょ設置費，土壤改良費
- ・種苗費（面積拡大分に係る費用）
- ・鮮度保持施設，機械
- ・加工施設，機械等

※土地の取得経費及び造成経費や単純な施設機械の更新及び改修は対象外。

※導入する加工施設等で使用する原料は県産を半分以上使用する計画であること。

※①，②共に消費税は対象外となります。

### (3) 事業期間

補助事業期間は，原則として，交付決定日から事業年度の2月末までとなります。翌年度への繰越しはできません。

また，事業の着手（機器・機械等の入札を含む。）は，補助金の交付決定後に行うことになります。ただし，事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により，補助金の交付決定前に着手する場合には，補助金交付決定前着手届を提出していただきます。

## 3 募集期間

令和3年5月から，各月の第3金曜日を期限として再募集を実施します。

※但し，予算額に達した時点で通知なく募集を締め切ります（ホームページで募集状況を公開します）。

※書類に不備があった場合には，当該不備の修正が完了した時点での受理となりますので，事前に御相談願います。

## 4 園芸作物サプライチェーン強化計画について

本事業に申請する場合には，園芸作物サプライチェーン強化計画（以下，「強化計画」という）書を提出し，知事の認定を受ける必要があります。

### (1) 強化計画の内容

連携協議会が取り組む生産量及び販売額の増大を図るための取組計画及び園芸生産施設，機械等の整備計画等について最長2か年分記載するもの。

### (2) 強化計画の策定主体

下記の要件をすべて満たすこと。

イ 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため，協議会の中核機関及び意思決定の方法，事務・会計の責任者及び処理の方法，財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められている（又は早急に定められる予定である）こと。

ロ 連携協議会は，以下①～③に該当する構成機関を含むこと。

①複数地域\*の生産組織（生産部会，農業法人等）

②実需者，市場又は流通業者

③関係機関（県機関，農業協同組合，市町村等）

※原則として，市町村単位を一つの地域とする。

### (3) 強化計画の主な採択要件

イ 対象品目が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年4月策定）」に掲げる重点振興品目であること。

ロ 計画実施後，強化計画の目標年次（最長3年後\*）の生産量及び販売金額（加工品を含まない）

- が、基準年度と比較して110%以上となり、かつ販売金額が1,000万円以上増加すること。
- ハ 事業実施期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること
  - ※果樹の場合は別途目標年次を定めることができるが、その設定根拠を明確にすること。
  - ニ 目標年次（最長3年後）の販売数量のうち契約販売の割合が10%以上となること。

## 5 強化計画の申請について

### (1) 申請書類

- イ 園芸作物サプライチェーン強化計画認定申請書（別記様式第1号）
- ロ 園芸作物サプライチェーン強化計画書（別紙1）
- ハ 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）
- ニ その他知事が必要と認めるもの

※必要に応じて、応募者のヒアリング又は追加説明資料の提出を求めることがあります。

※申請書類や追加説明資料は審査のためだけに使用いたします。なお、申請書類は返却しません。

### (2) 申請書類の提出部数及び提出先

県に提出する書類の部数は各2部とし、園芸推進課宛てに提出してください。

なお、計画の作成及び申請に当たっては、連携協議会員間で十分調整してください。

## 6 応募の流れ

### (1) 事業実施計画書の提出

園芸推進課に必要書類を提出。

### (2) 事業ヒアリング

必要に応じて、連携協議会と県で事業ヒアリングを行います。

## 7 強化計画の審査及び結果の通知

### (1) 審査方法

強化計画の認定は申請書類に基づき県農政部内の審査委員会で審査します。

なお、申請者には、審査委員会で10分～15分程度、強化計画を説明していただく場合があります（審査会の日程等については、別途通知します。）。

### (2) 審査のポイント

審査は計画内容及び実施方法の妥当性、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

### (3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会における最終審査が終了次第、速やかに申請者に対して通知します。審査結果の通知については、強化計画が採択となった旨をお知らせするものであり、単年度事業計画の申請から補助金の交付決定については、別途、必要な手続を経て決定されることとなります。

なお、強化計画審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

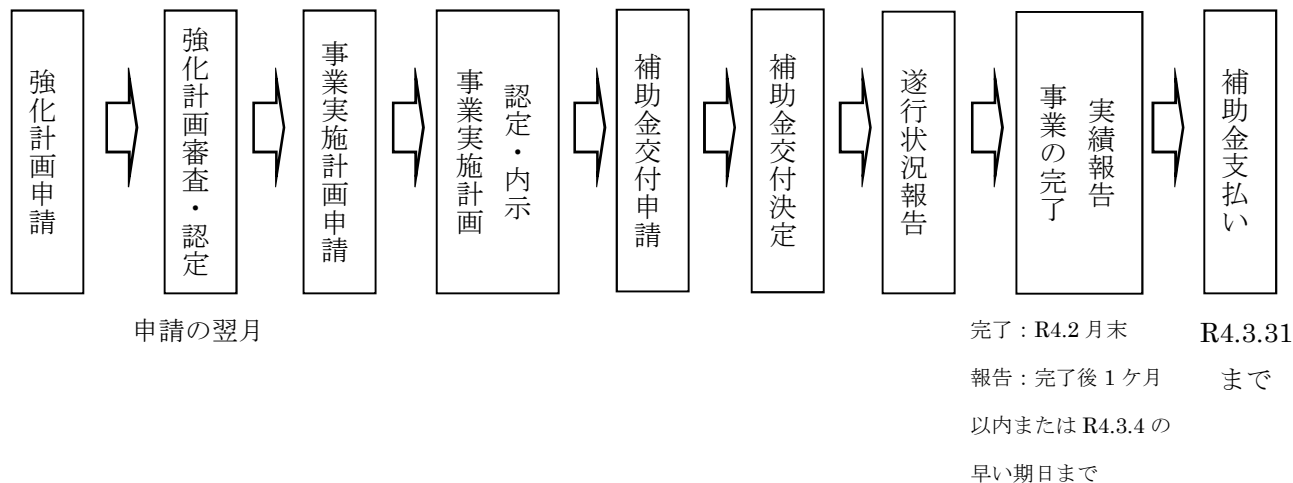
### (4) 事業実施計画の申請等

強化計画が認定された連携協議会は、事業実施要領等に基づき令和3年度事業実施計画等の必要書類を、県が指定した期日までに園芸推進課に提出していただきます。

その後、園芸推進課で審査を行い、適正であると認められるときは、計画承認通知を發出します。

事業実施計画承認を受けた場合、園芸作物サプライチェーン推進事業費補助金の交付を申請することができます。

## 8 事業実施スケジュール（予定）



## 9 本事業に関する問合せ先

宮城県農政部園芸推進課流通ビジネス班 TEL022-211-2337 FAX022-211-2849

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1